提出日：令和　　　年　　　月　　　日

受　　　付　　　印

第　４　・　５　条　届出

受付票（三郷市農業委員会）

※　４　５　いずれかに〇をしてください。

連絡先　０４８－９３０－７８２０（直通）

①申請者（４条は、譲渡人欄に記入する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲受人 | 氏名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話番号 |  |
| 譲渡人 | 氏名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話番号 |  |
|  |
| 書類提出者（委任を受けた者） | 事務所名 | （ふりがな） |
|  |
| 担当者名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話 | （自宅・会社） |
| （携帯） |
| 資格 | 本人・行政書士・土地家屋調査士・建築士・その他（　　　　　　　　　　） |

②所在地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 登記地目 | 現況地目 | 地積㎡ | 権利種類 |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |

③必要書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 書類 | 確認 | 通数 | 注意事項 |
| １ | 受付票 |  | １ | 記載に漏れがないよう、お願いします。特にふりがな、電話番号は必ず記載してください。 |
| ２ | 委任状 |  | １ | 代理人が申請・補正・受領する場合は、必要です。押印が必要です。欄外に捨印の押印を推奨します。 |
| ３ | ４条又は５条の農地転用届出書 |  | ３ | 原則は押印不要で本人確認書類の写しの提出によることになっていますが、押印による申請でも構いません。押印申請の場合は、欄外に捨印の押印を推奨します。法人は、会社名・代表者肩書・代表者名の記載が必要です。 |
| 3-2 | 本人確認書類の写し |  | 必要分×１ | 押印申請の場合は、不要です。 |
| ４ | 土地全部事項証明書 |  | １ | 原本。発行日から３ヶ月以内です。 |
| 5-1 | 譲受人の住民票など　**必ず必要。** |  | １ | 個人は、必ず提出をお願いします。法人は、発行日から３ヶ月以内の履歴事項全部証明書の提出をお願いします。 |
| 5-2 | 譲渡人の住民票など　５条の個人は原則不要。法人は必要。 |  |  | ５条の個人は、原則不要です。ただし、土地全部事項証明書に記載の住所・氏名と現住所・氏名が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、戸籍全部事項証明書など当該異動履歴が判る公的書類が必要です。法人は、発行日から３ヶ月以内の履歴事項全部証明書の提出をお願いします。 |
| ６ | 公図の写し |  | １ | 原則、法務局で発行したものとなります。発行日から３ヶ月以内です。申請地を赤色の線で囲んでください。 |
| ７ | 案内図 |  | １ | 自己作成又は住宅地図の写し等で作成し、申請地を赤色の線で囲んでください。住宅地図の写し等を提出する場合は、事前に著作者の許諾を得てください。 |
| ８ | その他 |  |  | 審査上必要が生じた場合は、他の書類を添付していただくことがあります。 |

※　受付は随時です。

※　書類に不備などがなければ、届出書提出日から２週間で受理となります。

**※　プラスチックや金属などの屋外保管業を行う場合は、必ず、埼玉県越谷環境管理事務所で事前確認・協議をお願いします。「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９６６－２３１１**

**※　届出の面積が５００㎡より大きい場合は、必ず、埼玉県越谷環境管理事務所で事前確認・協議をお願いします。「宅地造成及び特定盛土等規制法」や「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９６６－２３１１**

**※　届出の面積が１，０００㎡以上の場合は、必ず、三郷市役所本庁舎３階建設部河川課で事前確認・協議をお願いします。「特定都市河川浸水被害対策法」や「三郷市開発事業等の手続等に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９３０－７７３５**

※　転用する農地の登記地目が田の場合は、葛西用水路土地改良区へお問い合わせください。決済金の支払いが必要となる場合があります。　電話：０４８０－４７－３８１１

※　押印廃止に伴う本人確認の取扱いについては、別紙をご確認ください。

※　届出地が市街化調整区域の場合は、農地転用許可申請の手続きとなります。

④留意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 内容 | 確認 |
| ① | 全ての事項が、正確に記載されているか。記入漏れはないか。 |  |
| ② | 提出日付の記載はあるか。（西暦ではなく、和暦で記入。） |  |
| ③ | 本人確認書類の写しがあるか。（押印の場合は、本人確認書類の写しは不要。） |  |
| ④ | 法人申請の場合、申請者欄の譲受（渡）人欄と「１．届出者の氏名・住所」欄に、会社名＋代表者肩書＋代表者氏名の記載はあるか |  |
| ⑤ | 電話番号の記載はあるか。 |  |
| ⑥ | 「２．土地の所在等」欄で、空欄部分の一番上に「以下余白」の記載はあるか。 |  |
| ⑦ | 添付書類は、全て揃っているか。 |  |
| ⑧ | 全ての証明書は、発行日から３ケ月以内か。 |  |